北　　第　　号

年　　月　　日

（訂正請求者） 様

（行政機関の長等）

**保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）**

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定したので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正決定をしないこととした理由 |  |

（審査請求等）

１　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（行政機関の長等）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、北見市（訴訟において北見市を代表する者は（行政機関の長等）となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**＜本件連絡先＞**

　　　　　　　部　　　　　　　課

　　担当者　　氏　名

　　　　　　　電　話　　　(　　)　　　　内線